



基本目標
4

まじゅん 未来につなぐ エコ美らタウン

～居住・安全安心・自然環境～

施策4-1 居住環境の向上・町営住宅の適切な管理

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>

現状と課題

- ◆住生活基本法に定める基本理念にのっとり、令和2（2020）年に「北谷町住生活基本計画」を策定し、住宅施策の課題について基本目標及び施策の方向性を定め、施策案の検討及び実施に取り組んでいます。
- ◆近年、地域における人口減少や高齢化、既存の住宅・建築物の老朽化、社会ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が見られます。
- ◆戦後に平坦地のほとんどを米軍に接収されたことから、住民は起伏の激しい東部地域等への居住を余儀なくされたため、住宅密集地域では生活基盤整備や生活環境改善が困難な地域が残されており、その対応や対策が求められています。
- ◆東部地域は、河川や湧水、まとまって残る緑地等が織り成す自然環境に恵まれた地域であり、今後は住宅密集地域の住環境整備と併せて恵まれた自然環境を活かすことにより、潤いのある良質な住環境の形成が期待されています。
- ◆東部地域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定された地区や生活道路の幅員が十分ではないために緊急車両通行が困難な地区があり、地域の防災対策の強化が大きな課題となっています。
- ◆北前地区における一部の低地帯地域では、台風時の越波や高潮による被害が生じており、その対応が進められています。
- ◆平成24（2012）年に策定した「緑の基本計画¹¹⁶」に基づき、住民、事業者、行政の協働のもと、総合的・計画的な視点に立って、まちづくりの重要な要素である緑についての保全、育成、創出に取り組んでいます。
- ◆令和2（2020）年度末における都市公園の設置数は32か所、公園整備面積は50.43haとなっており、今後は桑江伊平土地区画整理地内に新たに3公園が整備される予定となっています。
- ◆老朽化が進む遊具等の公園施設については、平成25（2013）年度に策定した第1期の公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的な改修・更新等を行ってきました。今後も新たな公園長寿命化計画を策定し、引き続き公園施設の計画的な改修・更新等を推進していく必要があります。

116 緑の基本計画：「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための基本計画で、緑地に関する規則、誘導などの推進に関する取組をまとめたもの。

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために

- ◆本町では、2か所の町営住宅^{*59}（町営栄口住宅、町営砂辺住宅）、4か所の県営住宅が整備されており、このうち沖縄県において県営砂辺団地の建て替えが計画されています。
- ◆町営住宅^{*59}の空家待ち募集に対する応募は多数寄せられていることから、需要は依然高い状況です。
- ◆町営住宅^{*59}入居者の世帯状況の変化等による間取りのミスマッチへの対応や入居承継のあり方についての見直しが必要となっています。
- ◆栄口住宅・砂辺住宅の両町営住宅^{*59}については、町営住宅^{*59}ストックの有効活用及び長寿命化を図るため、「北谷町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕及び改修等の対応を行いながら維持管理に努めています。

基本方針

- 住宅密集地域における社会基盤^{*60}整備について、地域住民や地権者の意向を踏まえた整備手法を検討し、住環境の向上を目指します。
- 既存の公園施設の改修やリニューアル工事、地域住民のコミュニケーションの場として必要な機能を有した公園整備を行うことで、居住環境の向上を目指します。
- 町営住宅^{*59}の適切な管理・運営を実施し、真に住宅に困窮する世帯の入居機会を拡大し、適切かつ公平な供給を目指します。

施策① 住宅密集地域における社会基盤や生活環境の更新及び改善

施策の方向性

住宅密集地域における生活環境の課題の改善を図り、地域特有の魅力を継承することができるように、地域住民や地権者の意向を踏まえ、社会情勢に適した改善手法を検討します。
また、低地帯における浸水・冠水及び台風時の越波対策を推進します。

施策② 総合的な住宅政策の推進及び良好な住宅地の誘導

施策の方向性

土地の地番を用いた住所の表し方による住所のわかりにくさを解消するため、住居表示制度を導入し、緊急車両や初めての来訪者にとってわかりやすい住所の表し方を推進します。
令和2（2020）年に策定した「北谷町空家等対策計画」に基づき、空家等の発生抑制に取り組み、所有者等による空家等の適正な管理を推進するとともに、空家等の活用に係る情報収集及び発信を行います。

施策③ 愛着が持てる公園づくり

施策の方向性

子どもも大人も楽しめる公園整備を行うとともに、公園施設長寿命化計画等に基づき、老朽化が進む公園施設の計画的な改修・更新等に取り組みます。
また、地域との協働による緑の管理や清掃を促すことで、住民の交流の場となる公園を目指します。

施策④ 町営住宅の適切な管理及び運営

施策の方向性

低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、



優遇的な入居を可能とするための施策やより安心して暮らせるための支援を推進します。

真に住宅に困窮する世帯の入居機会を拡大し、町営住宅^{*59}を的確かつ公平に供給するために、既存入居者の適正な管理を行い、住宅セーフティネットとしての機能の有効活用を図ります。

町営住宅^{*59}の適切な維持管理及び計画的な修繕を行い、長寿命化を図る取組を推進します。

施策⑤ 住宅確保要配慮者に対する支援

施策の方向性

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が、円滑に住宅を確保し、安定的な暮らしが行えるよう福祉施策との連携を図ります。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「あなたは、これからも北谷町に住み続けたいと思いますか」のうち「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の回答割合	92%	97%
町民アンケート調査「居住環境の向上」の満足度	43%	51%

関連する計画

- ・北谷町空家等対策計画
- ・北谷町住生活基本計画
- ・北谷町公園施設長寿命化計画
- ・北谷町公営住宅等長寿命化計画

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために

施策4-2 道路・交通ネットワークの充実

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>

現状と課題

- ◆西海岸地区の発展等により交通量が増加し、国道58号では慢性的な渋滞の発生によって、生活にも支障をきたしている状況であるため、交通渋滞の緩和や沿道環境の改善、地域プロジェクトの支援等を目的として、国道58号拡幅が予定されています。
- ◆県道24号線バイパス整備事業¹¹⁷について、キャンプ桑江南側の返還の遅れが工事の進捗に影響を与えています。
- ◆県道24号線や一部の町道は、幅員が狭く、見通しが悪い箇所が多くみられたことから、これまで道路環境の整備を進めてきました。しかし、未だ改善が必要な箇所があり、特に通勤・通学の時間帯には、交通量も増加していることから、歩行者の安全確保に課題がある道路がみられます。
- ◆「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことに伴い従来の「地域公共交通網形成計画」を軸とした「地域公共交通計画¹¹⁸」の策定を行う必要があります。
- ◆路線バスについては、平成27（2015）年度に本町役場と那覇を結ぶ路線バスが運行を開始し、平成28（2016）年度にも新規路線の運行が開始され、本町には国道58号を中心に、12系統367（平日・上下線合計）の路線バスが運行しています（平成31（2019）年4月時点）。
- ◆交通弱者等の移動手段の確保、観光客の利便性・回遊性の向上、公共交通全体の活性化を図るため、コミュニティバスの実証運行に取り組んでいます。

基本方針

- 幹線道路^{*6}との道路ネットワークの構築に向けて、利便性・安全性の一層の向上のため、国道をはじめ県道の整備改良を積極的に要請するとともに、交通渋滞の解消や町内及び近隣市町村との円滑な交通ネットワークの構築に取り組めます。
- 交通安全施設^{*61}の整備や道路のバリアフリー化^{*62}に取り組めます。
- 公共交通機関^{*63}の確保・利用促進を図り、誰もが容易に域外からアクセスし、域内の移動もできる交通環境を目指します。

117 県道24号線バイパス整備事業：国道58号の北谷町役場入口交差点から沖縄市山里の沖縄環状線を結ぶ約3.12kmの道路を整備する事業。

118 地域公共交通計画：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき策定する、地域公共交通の指針となる計画。

**施策① 交通渋滞の解消・緩和****施策の方向性**

国道58号の謝刈交差点における交通渋滞の解消又は緩和の早期実現に向けて、国及び県へ働きかけを行います。

施策② 町内道路ネットワークの整備**施策の方向性**

「北谷町都市計画マスタープラン¹¹⁹⁾」に基づき、計画的な町道の整備及び改良を行います。

施策③ 交通ネットワークの構築**施策の方向性**

国道58号拡幅及び県道24号線バイパスの整備^{*100}等、広域道路網の整備の早期実現に向けて、引き続き国及び県へ働きかけを行います。

施策④ 安全で快適な道路の整備**施策の方向性**

道路の改良、交通安全施設^{*61}の整備や更新を行うとともに、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい道路づくりを目指します。

また、「第二次無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めることで、景観の向上や災害に強い道路環境の整備に取り組みます。

施策⑤ 公共交通機関の確保・利用促進**施策の方向性**

「北谷町地域公共交通網形成計画（素案）」を軸とした「北谷町地域公共交通計画^{*118)}」を策定します。

また、自家用車から公共交通への転換、道路交通の円滑化を図るため、「自転車利用促進計画」の策定を検討します。コミュニティバスによる交通弱者・観光客等の移動環境の確保・整備に努めます。

また、コミュニティバスの収支率向上のため、車外広告の実施など運賃収入以外の財源の確保について検討します。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「道路・交通ネットワークの充実」の満足度	37%	46%
コミュニティバス実利用者数	200人	400人

関連する計画

- ・北谷町都市計画マスタープラン
- ・北谷町地域公共交通計画

¹¹⁹⁾ 都市計画マスタープラン:市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現に向けた土地利用や都市施設整備の方針を総合的に定めた都市計画の指針となるもの。

施策4-3 適切な土地利用の誘導・良好な景観の形成

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>15. 陸の豊かさも守ろう</p>
--------------	--	--	--

現状と課題

- ◆「北谷町都市計画マスタープラン*¹¹⁹」の目標年次期限を迎えることから、新たな都市計画マスタープラン*¹¹⁹を策定し、まちの将来像とまちづくりの方向性を定める必要があります。
- ◆町全域が中部広域都市計画区域に指定され、町域の42.5%（593ha）において用途地域¹²⁰が指定されており、その内訳は、住居系が88.2%（522.9ha）、商業系が7.1%（42.3ha）、工業系が4.7%（27.8ha）となっています。
- ◆建築物や工作物の配置や色彩、緑の創出等によって地域の良好な景観が形成されることから、景観づくりに対する意識の醸成や「北谷町景観計画」に対する理解の深化を図るための取組が必要です。
- ◆墓地が住宅地に隣接して点在し、まちづくりを推進する上での障害となっているとともに、管理が行き届いていない墓地もみられ、公衆衛生等が課題となっています。
- ◆墓地の集約化や公共事業に伴う墓地の代替地確保と墓地需要に対応するため、新川墓地公園の整備を行いました。また、平成26（2014）年度に墓地実態調査を実施し、既存墓地の分布状況や管理実態の把握を行い、「北谷町墓地基本計画」を策定しています。
- ◆町内には火葬場がないため、町外の火葬場利用に伴う費用負担の軽減等が課題となっていました。読谷村に新たに建設された「よみたん斎苑」の使用協定を締結し、平成28（2016）年10月から読谷村民とほぼ同条件で利用できるようになっています。

基本方針

- 交通環境、居住環境、生活環境などの面から、各種関連法及び条例に基づき、地域特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、災害防止や自然環境形成の観点も含めた土地利用の検討を行います。
- 公共施設は、地域の良好な景観形成を進めていく上での規範となるものとして重要な役割を担うことから、公共施設整備事業における景観システム*⁶⁴を構築し、導入を目指します。
- 墓地の適正配置等を行い、快適な生活空間の創出を目指します。

¹²⁰ 用途地域：秩序ある土地利用を誘導し、住居、商業、工業等、市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法に基づき建物用途を制限するもの。



施策① 地区特性に応じた土地利用の誘導

施策の方向性

自然と調和した秩序ある土地利用を進めるため、まちの将来像及びまちづくりの方向性に対応した用途地域^{*120}の指定を行います。

施策② 魅力ある都市景観の形成

施策の方向性

土地区画整理事業等、新たな市街地整備が実施される地区については、より魅力ある景観形成を図るため、地区計画¹²¹の導入を行います。

民間による建設や新たな公共施設整備事業等において、良好な景観の形成が図られるよう、北谷町景観計画に基づく事業推進を求めます。

施策③ 墓地の適正配置

施策の方向性

「北谷町墓地基本計画」に基づく、墓地の適正配置に取り組むとともに、墓地の設置に関する各種法制度の周知及び墓地の適正管理を促します。

また、供用開始が行われている新川墓地公園については、公共工事等に伴い移転が必要な墓地の移設を進めるとともに、町内に点在する墓地の集約化を図ります。

さらに、住民の墓地需要に対応するため、一般公募用の墓地区画を確保します。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「景観の形成」の満足度	36%	44%
公共施設整備時の景観システム ^{*64} 導入率	0%	100%
町民アンケート調査「適切な土地利用の誘導」の満足度	16%	25%

関連する計画

- ・北谷町都市計画マスタープラン
- ・北谷町景観計画
- ・北谷町墓地基本計画

121 地区計画：住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

施策4-4 上下水道の整備

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>6. 安全な水とトイレをみんなに</p>	 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>15. 陸の豊かさを守ろう</p>
--------------	---	---	--	---	--

現状と課題

- ◆行政サービスの向上や事務処理の合理化を図るため、上下水道事業の健全化・効率化に向けて取り組んでいます。
- ◆人口減少、また、新型コロナウイルス感染症^{*1}の影響で、一般給水をはじめ米軍施設や大型宿泊施設といった大口需要家の給・排水量が大幅に落ち込んだため、料金・使用料収益が減少し、厳しい状況にあります。早急に分析等を進め、対策を講じる必要があります。
- ◆今後、上下水道共に、管路を含めた施設の大量更新時期が到来するため、その費用捻出を含め経営基盤の強化・財政マネジメントの向上が求められています。また、今後は大幅な減収の要因も踏まえ、計画的、持続的な経営の確保に向けた取組が必要となります。
- ◆令和元（2019）年度における上水道の普及率は100%、下水道の普及率は98.6%と高い普及率となっています。
- ◆上下水道施設が年々老朽化している状況にあるため、今後は各施設の計画的な改築更新や施設の予防保全のための取組が必要となっています。

基本方針

- 町民に安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営を行います。
- 生活環境の向上と公共用水域^{*65}の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めます。
- 公営企業^{*45}（上下水道事業）が将来にわたり安定的にサービスを提供していくために、経営戦略の策定等の取組により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。
- 将来の安定供給・災害などに強い施設整備のため、計画的な改築更新に努めます。

施策① 上下水道事業の経営の健全化・効率化

施策の方向性

将来にわたり安全な水の安定供給、良質な下水道サービスを持続的に提供するため、上下水道事業の健全な運営を行います。

上下水道事業の経営基盤の強化・財政マネジメントの向上・持続的な経営の確保に向けて取り組みます。また、事務処理の合理化や経費節減等にも継続的に取り組み、事業経営の効率化を進めます。



施策② 上下水道施設の改築更新・予防保全

施策の方向性

今後、各施設の大量更新期を迎えることから、水道耐震化計画、下水道ストックマネジメント計画に基づく各施設の改築更新の実施及び施設の長寿命化のための適切な維持管理に努めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
水道事業の管路更新比率	0.8%	1.04%
下水道事業の経費回収率比率	95.5%	100%
水道水の有収率	94.1%	95.6%

関連する計画

- ・北谷町水道事業経営戦略
- ・北谷町水道ビジョン
- ・北谷町下水道ストックマネジメント計画
- ・北谷町下水道事業経営戦略

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために

施策4-5 危機管理

SDGsとの連携

連携する SDGs			
	3. すべての人に健康と福祉を	11. 住み続けられるまちづくりを	16. 平和と公正をすべての人に

現状と課題

- ◆ 頻発化・激甚化する災害に迅速かつ適切に対応するため、適宜、「北谷町地域防災計画¹²²」を修正するとともに、災害時における民間事業所との応援協定を推進しています。
- ◆ 津波対策として、町内各地域への海拔表示の実施、避難誘導看板の設置、津波避難ビル使用協定の推進及び住民参加型の避難訓練を実施しています。
- ◆ 「災害対策基本法」に基づき、市町村に避難行動要支援者名簿¹²³の作成が義務付けられるとともに、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることが求められています。
- ◆ 「地域防災計画」の下位計画として、「避難行動要支援者に関する全体計画¹²⁴」を策定し、「避難行動要支援者」の把握や名簿の作成、更新、情報の共有について定め、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするために、平常時から個別計画の策定と地域の共助力を高める取組が求められています。
- ◆ 町内の9自治会では、自主防災組織を立ち上げていますが、全自治会での組織化に向けた意識の高揚と、自主防災組織全体の防災対応力の底上げを図っていくことが課題となっています。
- ◆ 消防・救急業務は、ニライ消防本部により実施されていますが、車両や消防資機材等の充実が求められています。
- ◆ 沖縄県では、観光危機管理の基本的な対応等を定め、観光客の安全・安心が守られる観光地の形成を図ることを目的として、平成27（2015）年3月に「沖縄県観光危機管理基本計画¹²⁵」を策定しています。
- ◆ 様々な不測の事態について、これまでに経験のある事態にはその経験を活かして対応してきましたが、新型コロナウイルス感染症*¹の感染拡大のように、社会・経済・行政の広範囲に及ぶ事態には、あらかじめ危機管理として対応を定めておくことが必要となっています。
- ◆ 全庁的な「危機」、「危機管理」等の概念を統一的に定義するとともに、想定外の事態、マニュアル未作成の危機、担当部署不明時などにおける緊急時の標準的な対処の指針を定めておく必要があります。

122 北谷町地域防災計画：総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ることにより、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とした計画。

123 避難行動要支援者名簿：災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者（要介護者、障がいのある人、ひとり暮らし高齢者等）を掲載した名簿。

124 避難行動要支援者に関する全体計画：平常時からの避難行動要支援者の避難支援体制の整備や災害時の避難支援等について、避難支援等関係者に取り組んでいただくための手立てや手順を示すことを目的とした計画。

125 沖縄県観光危機管理基本計画：沖縄観光の危機管理に関する総合的な基本計画であって、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方向」や「基本施策」を明らかにするもの。県民をはじめ、市町村、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等の各主体の自発的な活動の指針となるもの。



基本方針

- 様々な不測の事態に対して、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町として速やかかつ、適切に対応することで行政機能の停滞及び町民の生命・身体・財産等への被害を最小限に抑制します。
- 町民の安全・安心を実現するため、防災拠点^{*66}の形成や「自助」、「共助」、「公助」の役割分担による地域防災力の強化に取り組みます。
- 町民等への災害情報の周知・伝達体制の強化を図ります。
- 消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に努めます。

施策① 健康危機への対応

施策の方向性

新型インフルエンザや新興感染症等による健康危機に対応するため、対策に係る運営要綱を整備するなど全庁的な危機管理体制の構築に取り組みます。

また、行政機能を維持するための「業務継続計画（BCP）¹²⁶」の整備や町民等に対する啓発など、平時からの備えに努めます。

施策② 情報セキュリティ危機への対応

施策の方向性

個人情報の漏えい、公文書の紛失・データ消失、情報システム障害・停止、コンピュータ・ウイルス、サイバーテロ、不正アクセス・改ざんなどへの対応について関係部署・関係機関との連携によりあらかじめ共有しておくとともに適切に対処します。

施策③ 災害に強いまちづくり

施策の方向性

「北谷町地域防災計画^{*122}」及び「国土強靱化地域計画」に基づき、危機管理対応能力の強化や都市基盤の整備・強靱化を推進するとともに、住民の防災意識を高め、自主防災組織の結成・育成を図り、地域の防災体制の強化を図ります。

また、災害発生時に避難行動要支援者と避難支援者双方の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、「避難行動要支援者全体計画」及び「個別計画」の策定を検討します。

さらに、大規模災害発生時の災害対策機能の強化を目的とした防災拠点^{*66}施設の整備に向けて、計画的に取り組めます。

施策④ 町民等への災害情報の周知・伝達体制の強化

施策の方向性

防災情報システム、防災行政デジタル無線の活用により、災害時における様々な情報等の収集、災害情報等の迅速な伝達・周知を図ります。

また、災害時に情報弱者となる観光客に対し、津波避難ビル、指定避難所等の位置を知らせる案内版、誘導サインの設置等による、わかりやすい情報提供に取り組みます。

126 業務継続計画（BCP）：大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報をいった利用可能な資源が制約される状況で、応急業務や業務継続の優先度の高い通常業務を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続き、指揮命令系統の明確化等を行うことで、適切に業務が執行できるようにするための計画。

施策⑤ 消防・救急体制の強化

施策の方向性

ニライ消防本部及び北谷消防署との連携のもと、心肺蘇生法講習会の継続実施、事業所等に設置しているAEDを活用し、AED利用環境の拡充を図ります。

また、住民に対する住宅用火災警報器の普及・啓発を図り、設置率向上に努めます。

施策⑥ 武力攻撃・緊急処理事態への対応

施策の方向性

武力攻撃事態・緊急処理事態（大規模テロなど）については、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、町域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進します。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「災害対応・消防・救急体制の強化」の満足度	38%	42%
自主防災組織結成数	9団体	11団体

関連する計画

- ・北谷町地域防災計画
- ・北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・北谷町国民保護計画

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために



施策4-6 防犯・交通安全

SDGsとの連携

連携するSDGs		
	11. 住み続けられるまちづくりを	16. 平和と公正をすべての人に

現状と課題

- ◆ 犯罪の発生を抑え、すべての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「ちゅううちな一安全なまちづくり条例」に基づき、本町でもちゅうらさん運動（ちゅうらまちづくり・ちゅうらひとづくり・ちゅうらゆいづくり）を積極的に推進しています。
- ◆ 「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、飲酒運転根絶に関する知識の普及や意識の高揚等の総合的な施策を推進するとともに、飲酒運転根絶に向けた取組が強化されています。
- ◆ 夜間等における住民の安全を確保するため、保安灯の設置を推進するとともに、自治会が負担する保安灯電気料金に対する支援を実施しています。
- ◆ 交通安全週間を中心としたキャンペーン等の交通安全活動を通じて、住民の交通安全意識の高揚に努めています。
- ◆ 交通安全指導員やスクールゾーン¹²⁷委員会の設置等、行政と地域の協働により交通安全環境が向上していますが、交通安全指導員の担い手育成や暴走行為への対応が課題となっています。
- ◆ 高齢者、障がいのある人、幼児、児童等、交通弱者の安全性に配慮し、地域の事情を考慮しながら、交通安全環境を整備していますが、高齢ドライバーが関係する交通事故が増加傾向にあり、代替交通手段の確保等も含めた検討が求められています。

基本方針

- 犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域との連携を図り、防犯灯・防犯カメラの設置や防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 交通安全教室などにより町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、安全・安心な交通安全環境を整備します。

施策① 防犯対策の充実

施策の方向性

住民が安心して暮らすことができ、まちを訪れる人が安心してくつろぐことができるまちづくりを推進するため、地域防犯体制の拡充を図ります。

127 スクールゾーン：教育委員会、幼稚園等及び小学校等が推進する、特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域のこと。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
推進にあたって
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を
実現するために

施策② 交通安全対策の充実

施策の方向性

交通事故のない安全なまちづくりのため、交通安全思想の普及や暴走族対策、飲酒運転根絶に向けた取組を推進するとともに、道路交通環境を整備します。

また、スクールゾーン^{*127}、キッズゾーン¹²⁸など地域の実情に応じて必要な環境整備を行うため、関係機関と連携を図り、子どもの登下校時などにおける安全性の向上を図ります。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「防犯・交通安全活動の推進」の満足度	42%	48%

関連する計画

・

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために

128 キッズゾーン:保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域のこと。



施策4-7 消費者保護

SDGsとの連携

連携する SDGs		
	12. つくる責任 つかう責任	16. 平和と公正 をすべての 人に

現状と課題

- ◆消費者ニーズの複雑化、多様化など、商品や販売形態も多様化しており、平成16（2004）年に「消費者基本法」の施行、平成21（2009）年に消費者庁が設置され、よりきめ細かな消費者対策と情報提供等が進められています。
- ◆インターネットの普及により、特定商取引法違反など悪質な商取引の事例や広域的な対応が求められる問題に対し、関係機関を中心とした適切な消費者保護対策の充実が求められています。
- ◆本町においても、平成23（2011）年度から「消費生活相談室」を新たに開設したほか、関係機関等との連携を図りながら相談機会の充実に努めています。
- ◆情報化の進展に伴う流通手段の複雑化や商品の多様化等、消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっています。
- ◆高齢者の相談内容によって、人権・行政無料法律相談や消費者生活相談、自立相談支援、一次相談窓口等適正な相談先へつなぐ支援を行っています。しかし各相談窓口の機能と役割について相互の効果的な連携が不十分となっています。
- ◆町に寄せられる消費者相談件数の3割が高齢者からの相談となっていることから、今後も高齢者自身やその身近な人が相談しやすいよう、相談先の周知が必要となっています。

基本方針

- 沖縄県との連携のもと、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者問題を発生させないため、消費者教育の強化に取り組みます。

施策① 消費者相談体制の充実

施策の方向性

住民が安全で安心な消費生活が送れるよう、複雑化・多様化する消費生活に関する相談支援体制の充実、情報提供に努めます。
各相談機関との情報交換と連携体制の確立に努めます。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
推進にあたって
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を
実現するために

施策② 消費者被害対策

施策の方向性

高齢者等に注意喚起の情報提供を行うとともに、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報¹²⁹」、県警からの「安心ゆいメール¹³⁰」の登録方法の周知を推進します。

また、成年後見制度の利用等により効果的な支援が行えるよう関係機関との連携を強化し、消費者被害やトラブルの未然防止に努めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「消費者保護の推進」の満足度	18%	24%

関連する計画

・

第

1

部

第

2

部

第

3

部

前期基本計画
の見方前期基本計画
の推進にあたって基本目標
1基本目標
2基本目標
3基本目標
4基本目標
55つの基本目標を
実現するために

129 **見守り新鮮情報**:全国の消費生活センターなどに寄せられた情報から高齢者や障がいのある人が警戒すべき悪質商法などについて、国民生活センターが発信している情報のこと。

130 **安心ゆいメール**:地域の安全に関する情報をタイムリーかつピンポイントに提供し、事件・事故の未然防止や自主的な防犯活動等に役立ていただくための情報を配信するサービスのこと。



施策 4-8 自然環境の保全

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>12. つくる責任つかう責任</p>	 <p>13. 気候変動に具体的な対策を</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう</p>	 <p>15. 陸の豊かさを守ろう</p>
	6. 安全な水とトイレをみんなに	11. 住み続けられるまちづくりを	12. つくる責任つかう責任	13. 気候変動に具体的な対策を	14. 海の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう

現状と課題

- ◆令和元（2019）年における本町の森林面積は、区域面積（1,391ha）の6%の83haにとどまっています。森林には、台風や豪雨などの気象災害を軽減する防災機能等の重要な機能があることから、保全等の対策に努める必要があります。
- ◆本町の西側は東シナ海に面しており、その沿岸域にはサンゴ礁が群生していますが、赤土流出等による海洋汚染の発生は、サンゴ礁の生育環境の悪化につながることから、未然防止の対策が必要となっています。
- ◆空き缶や吸い殻等ごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14（2002）年に「ちゅら島環境美化条例」が施行され、県内各地で一斉に開催される「ちゅら島環境美化全県一斉清掃」等に、多くの住民・事業所が参加し、海岸清掃等が行われています。
- ◆ボランティア清掃を奨励するため、ボランティアごみ袋を無料配布するとともに、住民・事業所による環境美化活動、自治会を中心として定期的に身近な地域の清掃活動が行われ、地域の環境美化の向上につながっています。
- ◆美しい海岸や残された緑地等の自然景観、古くからの住宅地や新たに形成された市街地等それぞれの地域で多様な都市景観が形成されており、地域に親しまれている景観を保全する意識啓発の取組が必要です。
- ◆陸域には新川自然ふれあい公園や桃原公園、桑江公園など元来の自然の姿を保った緑地が残されています。また沿岸域にはサンゴ礁が広がり、特に砂辺地区には海辺、砂浜、海岸林の連続性が保たれた自然海岸が残されており、沖縄本島中南部では貴重になりつつある沖縄の原風景が残されています。しかし、自然の豊かさの指標となり保全施策を立てる上で重要な生息する生き物の全容は未知の部分が多く調査する必要があります。

基本方針

- 緑地の保全に努めるとともに、自然生態系^{*67}の維持と親水性^{*68}に配慮しながら河川や海岸の環境保全を行い、自然とともに生きるまちづくりを目指します。
- 美しい海岸や残された緑地等の自然景観等、地域に親しまれている景観の保全に努めます。

施策① 緑地の保全と創造

施策の方向性

各所管課における事業施策や民間事業者における開発事業等において、緑の保全及び創造が図られるよう、「緑の基本計画^{*116}」に基づく事業推進を求めます。

施策② 良好な景観の保全

施策の方向性

町内の緑や海など、町の骨格・基盤を形づくる貴重な自然環境について、町民が日々の暮らしの中で安らぎを感じ、美しく潤いのある景観として守り、育む機運を高める取組を推進します。

施策③ 海岸環境の保全

施策の方向性

砂辺地区の海辺、砂浜、海岸林の連続性が保たれた自然海岸の保全に向けて県と連携し、適切な管理に努めます。

また、自然環境の現状把握と魅力発信に取り組みます。

さらに、赤土流出防止等の海洋汚染対策の強化を進めるとともに、サンゴ礁をはじめとした海域生態系の保全に努めます。

施策④ 河川環境と水辺空間の保全

施策の方向性

河川機能の強化や町民が自然とふれあうことができる自然生態系^{*67}と親水性^{*68}に配慮した河川整備を進めるよう、県や関係機関に求めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「自然環境の保全」の満足度	39%	45%
町民アンケート調査「自然環境の保全」の重要度	69%	74%
文化課が開催する自然環境関連の講座、体験学習等への参加者数	44人	100人

関連する計画

・北谷町緑の基本計画

第

1

部

第

2

部

第

3

部

の
前
期
基
本
計
画
方推
進
に
あ
た
っ
て基
本
目
標
1基
本
目
標
2基
本
目
標
3基
本
目
標
4基
本
目
標
55
つ
の
基
本
目
標
を
実
現
す
る
た
め
に



施策4-9 循環型社会の形成と環境衛生の向上

SDGsとの連携

連携するSDGs	 3. すべての人に健康と福祉を	 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	 11. 住み続けられるまちづくりを	 12. つくる責任つかう責任	 14. 海の豊かさを守ろう	 15. 陸の豊かさを守ろう
----------	---------------------	---------------------------	------------------------	-----------------------	--------------------	-------------------	-------------------

現状と課題

- ◆一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画として平成29（2017）年に「北谷町一般廃棄物処理基本計画」を改定し、ごみ処理方針等を定めています。
- ◆ごみ減量化を進めるため、生ごみ処理器（機）購入に対する補助を行っています。平成30（2018）年度には申請者が増えたものの、その後は横ばいで推移しています。利用希望者が少ないことから、補助制度の周知強化や補助内容の見直しを検討する必要があります。
- ◆ごみ分別及びごみ減量の指導等を推進するため、地域に約40人のクリーン指導員の配置を行っており、研修や会議を通して、地域のクリーンリーダーの育成に取り組んでいます。
- ◆平成13（2001）年に「家電リサイクル法」、平成15（2003）年に「パソコンリサイクル法」、平成17（2005）年に「自動車リサイクル法」が完全施行されたため、自治会やクリーン指導員と連携し、家電及び放置自動車等の不法投棄を防止するための廃棄方法等についての周知を強化するとともに、地域のパトロールを実施しています。
- ◆平成27（2015）年に「北谷町地球温暖化防止実行計画第2次計画」を策定し、役場庁舎をはじめとする公共施設において、日常業務の中で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- ◆平成30（2018）年度における本町のごみ総排出量は13,334t、1人1日当たりのごみ量1,262gは、全国平均値919gや県平均値884gと比較すると高い値になっています（「平成30年度一般廃棄物処理実態調査（平成30（2018）年度実績）」参照）。
- ◆本町の飼い犬の総登録頭数は増加傾向にありますが、飼い犬登録率や狂犬病予防注射の接種率が十分でないため、適正なペットの飼い方に関する指導等の強化が必要となっています。
- ◆野犬等捕獲頭数は、減少傾向ですが、令和元（2019）年度狂犬病予防注射の接種率は67.6%（全国71.3%、沖縄県51.6%）となっており、毎年わずかながらも咬傷事故が発生しています（※全国の値は平成30（2018）年度（厚生労働省））。
- ◆公園等における犬・猫の糞尿や鳴き声等の対策が求められていることから、地域住民と連携を図り、犬・猫の飼い方やえさのやり方などのマナー向上を促す必要があります。
- ◆人と猫が共生する地域づくりに向けて、地域住民（自治会）・問題解決に取り組むボランティア・行政の三者の協力により、地域にいる飼い主のいない猫の問題解決を目指していく必要があります。
- ◆令和元（2019）年度末時点では31か所に76台のハブ捕獲器を設置し、年間31匹ハブを捕獲しています。令和元（2019）年度には1件の咬症被害が確認されています。

基本方針

- 再生可能エネルギー^{*40}の利用や省エネルギー活動^{*70}を促進して、温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会^{*39}の実現を目指します。
- 快適で美しい生活環境を確保するために、自然生態系^{*67}との調和と保全を基本として、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化とごみの4R（Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））に取り組み、廃棄物処理対策、自然と生活環境の保全に関する意識向上のための啓発活動を推進します。
- 食品ロス^{*71}・食品廃棄物^{*72}の排出抑制に取り組みます。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射の促進、飼い犬の飼い主のモラル向上に努めるとともに、飼い主のいない猫へのTNR活動^{*73}の普及・啓発及びハブ被害等の防止対策や自然環境に配慮した害虫等の防除・駆除に取り組むことで、住民の生活環境の保全に努めます。

施策① 持続可能な脱炭素社会の実現

施策の方向性

「北谷町地球温暖化防止実行計画第2次計画」に基づき、省エネルギー対策、廃棄物抑制等に取り組むことで、地球環境にやさしい事業活動を行います。

また、公共施設のLED化、再生可能エネルギー^{*40}の普及に向けて取り組みます。

施策② ごみの減量化・リサイクルの推進

施策の方向性

ごみとなるものは断るRefuse（リフューズ）、ごみの発生を抑制するReduce（リデュース）、製品等の再使用に努めるReuse（リユース）、資源として可能なものについては再生利用を図るRecycle（リサイクル）の「4R」を推進するとともに、住民、事業者、行政の三者の協働により、「循環型社会^{*69}」の構築を目指します。

また、自動車、家電、一般家庭ごみ等の不法投棄を防止するため、クリーン指導員による地域監視体制の強化を図るとともに、適正な処分が実施されるよう分別方法の周知と処理に関する助言指導を行います。

さらに、食品ロス^{*71}・食品廃棄物^{*72}の排出抑制に向けた普及・啓発に取り組みます。

施策③ 動物愛護とペットの適正な飼い方の啓発

施策の方向性

不適正なペットの飼い方によって近隣住民に迷惑や危害が及ばないように、飼い犬の登録、狂犬病予防注射の接種等の促進を図ります。

また、ペットの飼い方に関する啓発を行うとともに、野犬等の捕獲についても取り組みます。

さらに、飼い主のいない猫へのTNR活動^{*73}の普及・啓発を行うとともに、地域住民（自治会）、ボランティアとの情報共有を図ります。

施策④ ハブ被害防止及び害虫防除等の推進

施策の方向性

ハブ等による被害防止を図るため、ハブ等の捕獲に取り組むとともに、空地の適正管理、一斉清掃の実施等により生息域の解消に努めます。

また、害虫等による被害を防ぐため、自然環境に配慮した駆除を行います。



成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「循環型社会 ^{*69} の構築」の満足度	71%	76%
町民アンケート調査「環境衛生の向上」の満足度	28%	35%
北谷町が行う事務事業から発生する温室効果ガスの発生量	5,731,980kg-CO ² (令和元年度実績)	減少

関連する計画

- ・北谷町一般廃棄物処理基本計画
- ・北谷町地球温暖化防止実行計画